

■市営住宅入居者募集のお知らせ

○市営住宅募集 申込受付期間【4月25日(金)～5月8日(木)】

- ◆入居者資格 ①所得要件に該当する ②現在住宅に困っている ③市町村税を滞納していない
④暴力団でない ⑤その他、住宅により個別の条件があります
※入居に際しては、保証能力のある連帯保証人が2人必要です。

住宅名	小学校区	戸数	間取り	家賃()は別途	単身入居	入居者の決定
北山(落合町阿部)	落合	1	3DK (4.5・2F:4.5・6)	12,500円～24,600円 (駐車場1,500円)	×	申込者多数の場合は、書類審査のうえ、5月下旬に入居者選考審議会に諮り入居者を決定します。
頼久寺(頼久寺町)	高梁	1	2LDK (6・6)	19,000円～37,400円 (駐車場1,500円)	○	
上谷第2(上谷町)	高梁	1	3LDK (6・6・6)	23,100円～45,400円 (駐車場1,500円)	×	
小瀬(落合町阿部)	落合	1	3DK (4.5・2F:4.5・6)	11,800円～23,300円	×	
天神ヶ丘(成羽町成羽)	成羽	1	3DK (3・4.5・6)	4,200円～8,200円	○	
星原第1(成羽町星原)	成羽	1	3DK (6・2F:6・6)	16,400円～32,300円 (共益費3,200円)	○	
星原第3(成羽町星原)	成羽	1	3DK (6・6・6)	16,700円～32,800円 (共益費3,200円)	○	

○市営単独住宅募集 申込受付期間【4月25日(金)～5月8日(木)】

- ◆入居者資格 ①政令月収が10万4千円以上である ②市町村税を滞納していない ③暴力団でない
④市営住宅の家賃および割増賃料を滞納していない ⑤その他、住宅により個別の条件があります
※政令月収:世帯全員の年間粗収入から給与所得控除、配偶者控除、扶養親族控除等を行い12で除した額。
※入居に際しては、保証能力のある連帯保証人が2人必要です。

住宅名	小学校区	戸数	間取り	家賃()は別途	単身入居	抽選会・現地見学会等
中市住宅(有漢町有漢A-1号)	有漢西	1	3DK (6・6・6)	30,000円 (共益費3,200円)	×	◎入居者抽選会 5月17日(土)
高梁団地(落合町阿部1号棟1～4階)	落合	4	3DK (6・6・4.5)	30,000円 (駐車場2,500円)	×	◎現地見学会 5月3日(土) 高梁団地:午後3時～ 落合団地:午後1時～
高梁団地(落合町阿部1号棟5階)	落合	3	3DK (6・6・4.5)	28,500円 (駐車場2,500円)	×	
高梁団地(落合町阿部2号棟1～4階)	落合	12	2DK (6・4.5)	24,400円 (駐車場2,500円)	○	◎入居者抽選会 5月17日(土)
高梁団地(落合町阿部2号棟5階)	落合	4	2DK (6・4.5)	23,100円 (駐車場2,500円)	○	
落合団地(落合町阿部1～4階)	落合	20	3DK (6・6・4.5)	34,200円 (駐車場2,500円)	×	☆自治会加入必須 ※自治会費・維持管理費等が別途必要。
落合団地(落合町阿部5階)	落合	11	3DK (6・6・4.5)	32,400円 (駐車場2,500円)	×	

市営単独住宅の入居要件が変わります

市は、幅広い所得層の人に住居の供給を行うため、市営単独住宅の入居要件を見直しました。

- ◆見直し項目 ①住宅困窮要件の廃止 ②政令月収額を10万4千円に引き下げ
③同居者要件の緩和(2DK住戸への単身入居可) ④連帯保証人要件に法人を追加

県営住宅高梁団地および雇用促進住宅(高梁宿舍・落合宿舍)は市の管理する住宅となります。

4月から市内にある県営住宅高梁団地・雇用促進住宅を、市営の公営住宅として管理運営を行っています。これに伴い、下記のとおり住宅名称が変わりましたのでお知らせします。

- 市営住宅 県営住宅高梁団地 ⇒ 市営小瀬住宅
○市営単独住宅 雇用促進住宅高梁宿舍 ⇒ 市営単独住宅高梁団地
雇用促進住宅落合宿舍 ⇒ 市営単独住宅落合団地

■問い合わせ まちづくり課住宅係 ☎②0237



～上水道・簡易水道・下水道・農業集落排水等～ 各種料金・使用料を改定します

4月1日から消費税が5%から8%に改定されたことに伴い、上水道・簡易水道料金、下水道・農業集落排水使用料等を改定しましたのでお知らせします。

■問い合わせ 上水道関係:上下水道課上水道業務係 ☎②0242
下水道関係:上下水道課下水道業務係 ☎②0244

◆上水道区域

口径	区分		改定前	改定後	差額
13mm	基本料金	基本水量10m³まで	1,500円	1,540円	40円
20mm			1,700円	1,740円	40円
全口径	超過料金(1m³につき)	基本水量を超えるもの	150円	154円	4円

【参考例】

一般家庭(口径13mm)で1カ月に20m³使用した場合、80円の増額となります。
改定前 基本料金1,500円+超過料金1,500円=3,000円
改定後 基本料金1,540円+超過料金1,540円=3,080円

◆簡易水道区域

口径	区分		改定前	改定後	差額
13mm	基本料金	基本水量10m³まで	2,000円	2,050円	50円
20mm			2,300円	2,360円	60円
全口径	超過料金(1m³につき)	基本水量を超えるもの	200円	205円	5円

【参考例】

一般家庭(口径13mm)で1カ月に20m³使用した場合、100円の増額となります。
改定前 基本料金2,000円+超過料金2,000円=4,000円
改定後 基本料金2,050円+超過料金2,050円=4,100円

◆下水道使用料・農業集落排水使用料

区分	使用水量		改定前	改定後	差額
一般汚水	基本料金	基本水量8m³まで	1,018円	1,047円	29円
			超過料金(1m³につき)	168円	172円

【参考例】

一般家庭で1カ月に20m³使用した場合、80円の増額となります。
改定前 基本料金1,018円+超過料金2,016円=3,030円(10円未満切り捨て)
改定後 基本料金1,047円+超過料金2,064円=3,110円(10円未満切り捨て)

※上記以外の口径については、お問い合わせください。

※基本料金と超過料金の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

※平成26年4月1日前から継続して使用している人は、経過措置により5月検針分(6月請求分)から改定後の金額が適用されます。

◆市設置型浄化槽使用料

区分		改定前	改定後		差額	
基本額(1カ月当たり)		2,620円	2,670円		50円	
加算額	清掃加算	5人槽	20,200円	5人槽	20,780円	580円
		7人槽	23,800円	7人槽	24,480円	680円
		10人槽	28,100円	10人槽	28,900円	800円
修繕加算		修繕に要した費用に相当する額		修繕に要した費用に相当する額		

※加算額については、清掃・修繕を行った翌月に基本額に加算するため、5月請求分から改定後の金額が適用されます。